

令和5年度第2回広島県障害者自立支援協議会議事録

1 日 時	令和5年12月21日(木) 15:30~17:30
2 場 所	WEB開催
3 出席委員	石井会長、大田委員、岡本(英)委員、小田委員、柏田委員、加藤委員、河中委員、河本委員、吉川委員、橋高委員、熊澤委員、近藤委員(代理出席:百川高次脳機能副センター長)、新本委員、林委員、寶子丸委員、森木委員、彌政委員、横藤田委員、横山委員、由水委員、米川委員、勝田委員、増廣委員、湊川委員、津村委員
4 議 題	報告 (1) 広島県工賃向上に向けた取組(第5期)骨子案について (2) 相談支援従事者等研修に係る実施体制等の見直しについて (3) 「サービス管理責任者及び児童発達管理責任者更新研修」及び「相談支援従事者現任研修」の受講に必要な実務経験の期間に係る取扱いについて 議題 (1) 第5次広島県障害者プラン素案作成に向けて
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL(082)513-3161(ダイヤルイン)
6 議 事	(1) 報告事項(1)(2)(3)について ○資料1-1、2-1、2-3、2-4及び3-1により事務局から説明を行った。 (2) 第5次広島県障害者プラン素案作成に向けて ○資料4-1「第5次広島県障害者プラン素案の概要(案)」により事務局から説明を行った。 ○質疑応答
7 決定事項	議題の現状と課題について確認し、委員からの意見を参考に取組を進めることで合意
8 主な意見等	第5次広島県障害者プラン素案について 委員： 資料4-2の77ページにおいて民生児童委員については記載があるが、法定の制度である身体障害者相談員と知的障害者相談員については記載がない。この障害者相談員制度は、同じ障害を持つ家族が地域で障害者を支え合う大切な制度だと思っている。障害者相談員の役割については課題も多いが、大切な障害者相談員事業だと思うのでプランに書き込んでいただきたい。 委員： 資料4-2の3ページにおいてバイアスの解消に向けた取組がある。この取組の具体例としてバイアスの調査について書いてあるが、バイアスの内容を知ることが大切であるが、非常に難しいと思う。例えば電話で受ける受け身のやり方とアンケートのようにアクティブな形で実施する方法がある。どのくらいの人数の意見を聞くか、調査の内容をどうするかということも非常に大切なところだと思う。その内容を決めるところでも既に違う意味でのバイアスがかかると思うので、どういったことが知りたいのか、また、具体的にどういう方法を考えているのか教えてほしい。
	事務局： 来年度、現時点では、約3000人の県民の方に対するアンケート調査、インタビューを一緒に行う方法で考えている。当事者の方、ご家族の意見をしっかりと聴取させていただきながら、県庁の中には施策形成を支援する部署もあるためしっかりと連携しながら、正確な結果が出るようなアンケートフォームなどを作成してまいりたい。

- 委員： 77 ページの相談支援について精神部門においても家族相談について今後取り組みの方向性の中に入れていただきたい。
- 委員： 精神疾患の場合、広島県精神保健福祉家族会連合会での相談というのも当然あり、また、精神疾患においては法改正に伴い、来年の4月からはこれまで県保健所で実施していた相談支援を各市町で実施していくことが法律で明記された。県は専門的困難相談事例を担当することになるが、広く身近な市役所役場で相談支援ができるよう、人材育成や体制整備を整えていきたいと思う。
- 委員： 高次脳機能障害支援については、資料4-2の50ページの専門的な医療の提供というところで、平成27年度には、専用病床も設置され入院も含めて体制を整備していただいている。今回の案には高次脳機能障害支援に関しての文言は外れていたが、現在も支援体制はしっかりとある。今後に向けた取組としては地域の事業者、特に社会復帰に向けた支援、就労も含めた事業者の方とのネットワークの構築や当事者の会における高次脳機能障害を支援する支援法の制定に向けた取組もある。このような中、家族の方の支援を行う家族会に対しても支援が必要になっている状況があるということをプランの中で文言として残していただき、今後に向けての取組を継続しているということが残ればいいと思う。
- 委員： 資料4-1の3ページにおいてバイアスの解消ということで子どもの頃からの理解促進において、学校での出前講座などの活用についての記載があった。指標として、現在値では7回、令和11年には49回という目標値の設定になっている。回数が多くなればそれだけ講座を受ける方が増えるため、理解も進むと思うが、講座の中身、教育現場で普及を図るという意味では教育委員会、当該学校の先生方と協議をしながら進めていく必要があると思う。教育委員会との連携もプランの中に盛り込んで、進めていただきたい。
- 事務局： 資料の4-1の該当部分についての記載内容は、障害者支援課が行うものに限らず、教育委員会において行うものについても併せて記載をさせていただいたものである。今後教育委員会と連携を深めながら研修等を進めていきたいと思っている。
- 委員： 今、身近で強度行動障害の方がロングショートステイを繰り返しながら、グループホームや施設への入所を待っている。資料4-2の113ページにおいて、強度行動障害を有する者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の構築とある。「1市」は、東広島市の「さぼーとせんたーかもみーる」さんがあると思うが、目標値の22市町についてはかもみーるさんと同じような内容のものを22市町で展開していくということなのか。また、県内における強度行動障害の人数を把握していれば教えてほしい。
- 事務局： 22市町の目標数値は、現在市町から障害福祉計画の成果目標として回答されたものを集約している。体制を構築すると回答した22市町が必ずしも同じ内容になるかどうかは不明であるが、数値の中身として市町の回答の積み上げが22という数字になっている。

事務局： 強度行動障害の数の把握については、強度行動障害の定義が、「自傷他害の恐れがある」というようなもので、客観的に把握できるようなものではないため、実数については把握できていない。今後自閉症協会や賀茂精神医療センターなど専門的に強度行動障害を扱っている機関と連携して、実態の把握に務めていきたい。

委員： 資料 4-2 の 73 ページから 75 ページにかけて人材確保のことについて記載がある。この中に外国人材の取組についての記載があり、EPA（経済連携協定）に基づく候補者の受け入れに関して触れられている。介護分野とは違い、障害分野が 2 歩も 3 歩も遅れている中で、今から EPA の受入れをマッチングさせようと思っても皆無に近い状態である。障害分野で EPA をこれから計画して、介護人材を確保していくというプランは成立しないと思うので、考え直してもらいたい。

委員： 資料 4-2 の 55 ページにおいて、今回の報酬改定等で、児童発達支援センターの中核的な役割というところで広島県で行われている児童発達支援センター機能強化事業が、今回、国で謳われているが、広島県の療育等に関しては、平成元年から機能強化事業に療育等の折り合いで名前が変更となっている。児童発達支援センターにおける中核機能の有り様に関して機能強化事業をプランの中で表現していただきたい。併せて児童発達支援センターの中核機能の役割の中で市町村事業である巡回支援専門員整備事業を 23 市町において実施するというを文言として入れていただきたい。また、児童発達センターを第 3 期障害児福祉計画においてそれぞれの市町が立ち上げるとなると大変なものであるため、難しいところについては圏域の中で整えてもらえるようなアドバイスを県主導で行ってほしい。

委員： 資料 4-2 の 74 ページにおいてサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を確保するため、受講希望者数に応じた研修実施が可能な体制を整備すると記載がある。今年度、基礎研修において 100 人以上の人の受講漏れがあり、なおかつ実践研修においても受講希望者が全て受け入れられなかったという事態を広島県庁が招いている。広島県では、これらの人材の養成数が足りないため、サビ管、児発管の求人では月給 40 万、45 万で引き抜き合戦が生じている。ファシリテータについても、受講者数の受入を増やすため多数の推薦依頼があり、対応したが、広い会場を押さえられなかったということで、結局減数となった。基礎研修は実務経験 3 年程度で受講し、実践研修まで入れても 5 年程度である。何らかの資格をもって社会に出たばかりの人が、月給 45 万の金額で引き抜かれていく事態が起こると、専門職のキャリア形成を阻害するような状況になる。現在、社会福祉法人さつき会さんが研修運営を受託してくれているが、プロポーザルから一般競争入札に移行し、社会福祉法人さつき会さんが手を引いてしまった場合どうするのか、また担い手として脆弱な事業者が手を挙げてきた場合どうするのか。総合評価をされると言われているが、受講者の数すら読めない障害者支援課がどうやって手を挙げた事業者の評価をするのか疑問である。まずは来年度のサビ管、児発管の研修、必要な数と体制を整備すると述べているが何人必要だと考えるのか、教えていただきたい。

事務局：今年度のサビ管の基礎研修を受講出来ない人がいたことについては、会場の手配等において仕様変更等があり十分な人数が確保出来なかったことは申し訳なく思っている。来年度に向けては今年度の受講希望者数が約600人程度のため、これをベースに増える予測も考え、予備日を設けるなど迅速に対応できるような体制を仕様に盛り込んでいきたいと考えている。

委員：来年度の取組について、他県では研修事業者の指定により研修事業を実施していたりする。介護職員の場合、初任者研修は「官」ではなく「民」で行っている。指定事業で研修事業者を指定し、受講者の間口を広げていくことを検討すべきだと思う。今年度起きたようなことを招いてはいけないと思うし、我々団体の意見を真摯に聞いていただく機会を設けてほしいと思う。

委員：森木委員の指摘に関連して、研修申込者の予想がどの程度想定出来ていたか、また、研修が何月に実施されたかによると思うが、コロナ禍の影響はなかったのか。実際にコロナが影響していたか、あるいは見通しが甘かったのかお聞かせいただきたい。

事務局：今年度、サビ管の基礎研修の申込み者にうまく対応出来ないことがあったが、予算を組む際に例年500人から600人想定していたため、予算は確保していた。指摘のとおり会場確保、仕様変更などがあり必要な受講者数をカバー出来ないことがあったため、今後は予備日を設けるなど柔軟に対応できるよう配慮していきたい。コロナの影響に関しては令和2、3、4年度はWebで実施し今年度は会場で実施したが使用変更等あり、過去のキャパほど受け入れられない状況があった。コロナの影響があったと言えばあったと思う。

委員：研修の体系としてハイブリッドも考えられると思うがその辺りはどうか。

委員：今年度研修をWebで実施したが実際に演習方式で実施したほうが良いという声があったため、演習で実施したが、ハイブリッド等の研修ができるか検討していきたい。

委員：いずれにしても100人以上の人が落とされるということは異常事態。看過できないことが広島県で起きたことは強く認識していただく必要がある。6月に厚生労働省にて制度の変更があり、OJT期間を本来の2年から半年に短縮される特別な取扱いができたが、その取扱いを受けられる人たちは基礎研修受講時点で5年以上の実務経験がなければならないということになっている。ただ、従前の取扱では、3年とかで受けられたため、実務経験が3・4年の人たちが基礎研修を受講されていたが、半年に短縮という取扱いに乗ろうと思うと基礎研修受講の時点で5年経過していないといけない。5年経過している人がこの半年の短縮を受けようと思うと再度基礎研修を受講しないといけない。既に基礎研修を修了しているが再度基礎研修を受講する人たちが出てくるということを想定して受講者数を検討しないといけないところ、元々の母数すら読めずそこに積みあがってきた数も読めない状態で多くの人を落としてしまったということである。基礎研修について、100人も人が落ちていることを指摘したにもかかわらず、実践研修でも現在漏れているという話が来ており、何を改善さ

れたのか理解できない。

委員： 先ほどのEPAの件について、誤解を受けたいけないと思ひ補足するが、外国人の受入れを見直せと言っているのではなく、EPAの受入れについては障害分野にはもう枠がないということ。違う方向で障害分野に受入れをしていく方法を考える必要がある。「ゼノ少年牧場」においても外国人10人以上を採用しているが、介護とは違う育成をしなければいけない。介護と同じように育成をすればいいという形で記載がされると間違っただプランになるということ。また、特定技能、技能実践実習の制度が新たに変更となるため、書きにくい分野ではあるが確実に進めていける形を検討していただきたい。

委員： 資料4-1の2ページの総括目標の考え方が興味深い、詳しい内容をまた次回にでも、差し支えない範囲でを出してほしい。このような調査はサンプリングとその解析の仕方が大事になってくるが、障害者本人、その家族、それぞれの障害によって違いがあると思われるため、3障害がそれぞれの程度の母集団なのか、そして安心して暮らしているという定義について、経済的なものか、いわゆるバイアス等による精神的なものか、あるいは実際に生活上の被害があったとか、安心する暮らしという要素をどのように定義して調査されたのか詳しいことを知りたい。

事務局： 安心感そのものに定義はなく、自分がどのように感じているかということだが、それに対してどうして不安を感じているのかという逆説的な調査を併せて実施している。ご指摘のとおりどのような手帳をお持ちの方かといったこともデータ上持っているため、直に提示させていただきたい。

委員： 3障害それぞれに障害特性は異なり、置かれている立場や様々な要素が異なっているため、それぞれの障害に対応した施策対応が必要であり、こういう基本的な調査は大変重要であるため、よろしく願ひする。

委員： 来年度より大きく相談支援体制が変更になるため相談支援研修部会でも心配する意見が上がってきている。県でも今までのノウハウをしっかりと担保しながら、色々な意見を反映した上で新しい相談支援体制を検証しながら、うまく運営して欲しい。

委員： 東広島市においても現在、障害福祉計画等の策定をしているところ。質問にもあった障害の理解促進に向けた子供の頃からの教育についても盛り込んでいこうと考えており、教育委員会を含めて検討している。県の方針にも寄り添って一緒に同じ方向を見ていけるようにと考えている。

委員： 今回のプランの中でサービスを提供する人材の確保が非常に大切であると改めて感じる。現在ハローワークを中心に福祉人材の確保対策に取り組んでいる。

委員： 10月22日に尾道備後運動公園において「第21回はつらつ大会・本人大会」を開催し、参加者とともに決議を行った。その中の2つを紹介させていただきたい。一つ目は、必要とする福祉サービスは住む町や障害の程度に関係なく、制限を設けず、平等に利用できるようにしてほしい。二つ目はグループホームやアパートの家賃が最近上がってきているため、

更なる家賃補助をしてほしい。また、一人暮らしをしている障害者にも家賃補助を適用してほしいということである。

委員： 当協議会は意見を表明する貴重な機会であるため、決議文をあらかじめ事務局に送り、資料として配布するということによろしく願います。

委員： 先ほどから障害者プランの人材育成のところでは人材確保という内容が何度も出てきているが、相談支援の実体験として年々サービスが足りなくなっていると感じる。特にヘルパー事業所等は中山間地域やへき地では足りない現状があったが、今年に入って中核市の駅前とかでもヘルパー事業が確保できず、ヘルパーは使えないという実態がある。強度行動障害の方の重度訪問介護を依頼しようと広島市の事業所をお願いしても、時間が確保できないということがあり、今後地域移行や「にも包括」等で沢山の人が地域に戻ってきた際に、果たしてそこを支えていく人材が確保できるのか危惧している。今、暮らしている方たちでさえサービスが利用できないため、施設に戻りたいと言われている方も実際に出てきているので、人材育成、人材確保については国の課題でもあると思うが、しっかりと取り組んでほしい。精神障害の方は特に家事援助があるが、ヘルパー事業にとっては単価がよくない事業のようなので断られることが増えている。市町の実態を早急に調べて働きかけを行ってほしいと思う。

委員： 職員の人材確保については大変厳しい状況にある。それぞれの事業所施設で工夫しながら何とかやってきているが、ぎりぎりの状態であるため支援があればと感じる。資料4-2の44ページからのスポーツ・文化芸術活動の推進について協会の事業部会でこれらに関わっているが、スポーツについてはパラスポーツ協会が県の陸上競技大会など開催までの準備を丁寧にされ、地道に取り組んでいただきありがたいと思う。文化芸術についても広島県アートサポートセンターも関わり、あいサポートアート展など協会も一緒に取り組んでいる。地道な活動が一人一人の意欲につながり、応援活動を通して皆さんが元気に過ごせるように取り組めたらと思う。37ページから39ページの情報の保障の強化について県立視覚障害者情報センター、県立聴覚障害者センター、広島県聴覚障害者センターと表記が変わっているので訂正いただき正確に書いていただきたい。

委員： 差別解消に関しては、子どもの頃からの理解促進、あるいはバイアスの解消に向けた取組はすぐに結果が出るものではないが、非常に重要である。来年4月から、事業者に合理的配慮提供の法的義務が課されるようになる。このことが若干トラブルになったりすることを心配している。障害者差別解消支援地域協議会としてできることから取り組んでいき事業者の方の様々なご意見を加えながら進めているところである。今後も協議会としての役割を果たしていきたい。

委員： 広島県の障害者プランのどこかに、子ども家庭的な切り口を入れておいたほうがいいのか。広島県はネウボラの取り組みがあり就学前の母子保健や乳児の関わりなどしっかり構築されていると思う。これらを障害者プランの中に落とし込んでおいたほうがいいのかと思う。国が子ども家庭庁を作った中で、地方の政策の中に子ども家庭的なものがなかなか入ってこないと感じる。ネウボラや障害のあるなしに関わらず、子どもの最善の利益をどう考えるかということも文書表記しておくこ

	<p>とが大切であると思うので、事務局において検討をお願いしたい。</p>
<p>9 配布資料</p>	<p>【資料 1-1】「広島県工賃向上に向けた取組（第 5 期）」の骨子案について【概要】  【資料 1-2】 広島県工賃向上に向けた取組第 5 期（令和 6 年度～令和 8 年度）  （骨子案）  【資料 2-1】 相談支援従事者等研修に係る実施体制等の見直しについて  【資料 2-2】 相談支援従事者研修等の検討体制（現・新）  【資料 2-3】 令和 6 年度以降の研修実施体制変更後の対応（案）  【資料 2-4】 第 1 回広島県自立支援協議会相談支援・研修部会における主な意見  【資料 3-1】 更新研修・現任研修の受講に必要な実務経験の期間に係る取扱いについて（案）  【資料 3-2】 [050630 国事務連絡] サービス管理責任者等に関する告示の改正について  【資料 4-1】 第 5 次広島県障害者プラン素案の概要（案）  【資料 4-2】 第 5 次広島県障害者プランの素案  【参考資料 1】 G7 長崎保健大臣宣言（英文）  【参考資料 2】 G7 長崎保健大臣宣言（抄訳）</p>